

冬季の児童の服装についてのお知らせ

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じ上げます。さて、冬季の服装についての「学校のきまり」をお知らせいたします。お子さんとご覧になり、確認をしておかれてください。冬季の服装について、ご理解とご協力をよろしく願います。

記

1 冬季の服装について

今年度は、気候の状況等を考慮し、11月2日(火)から冬服着用を可とします。

(1) 服装

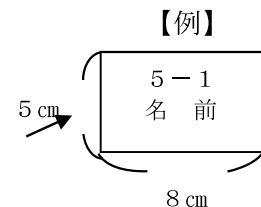
- 冬季も制服(ブレザー・白いポロシャツや白いブラウス・半ズボン・スカート)を基本とします。
- 特に寒さが厳しい日は、制服の下に黒や紺などのトレーナーやセーター、ベストを着用させていただきます(フード付きのものは不可)。

(2) 制服の上に着る防寒着

- ジャンパー・ウインドブレーカー・コートなどは、登下校時のみ可とします。
※ベンチコート・ロングコート等、ひざ下までかかるコートは動きにくいいため、安全面上、不可とします。
- ジャージやタイツ・レギンス(スパッツ)は、校内生活でも着用可とします。
(寒いときは、教室に暖房が入りますので、調節できる服をお勧めします)
※ジャージやタイツ・レギンス(スパッツ)の色は、黒や紺など、華美ではない物を着用させていただきます。
※ジャージを着用するときは、スカートをはかないようにお願いします。
※ジャージの裾が長すぎると、階段の上り下り等の際、大変危険ですので体に合ったサイズを着用させていただきます。

(3) 冬季の体操服

- トレーナー(長袖)やジャージ(長ズボン)の着用を認めます。
ただし、以下の条件を守ってください。
 - ・体に合ったサイズの物(裾が長すぎない。幅が広すぎない)
 - ・色は白・黒・紺など、華美ではない物
 - ・通学用のジャージと兼用しない
 - ・【例】のような名札をつける
(トレーナー {左胸あたり}, ジャージ {左腰のあたり})
- 気温や授業の内容により、手袋を着用する場合があります。



2 その他

- 手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用は、登下校時のみ認めます(登校したら外させます)。マフラーは、周囲に引っかからないように服の中に入れてください。
- カイロの使用は、原則禁止です。また、「耳あて」などの耳をふさぐ物は、安全面を考え、使用を禁止します。
- 体育の授業を見学させる時は、必ず連絡帳等で担任にお知らせ下さい。
- 体調等で事情のある方は、個別に対応いたします。担任にご相談ください。